

日本移植学会「日本における臓器移植登録事業」に関するデータ管理規定

第1条

本規定は、日本移植学会の主事業の1つである「日本における臓器移植登録事業」(以下、本登録事業)に関する臓器提供ならびに臓器移植のデータの管理とそのデータを使用する際の手続きについて示す。

第2条

本登録事業は、日本の移植医療発展のために、「日本における臓器移植登録事業の実施-腎臓・肝臓・心臓・膵臓・脾臓・肺臓・小腸- 研究計画書」に基づいて日本移植学会の事業として実施される。実施は各臓器移植領域の学会または研究会事務局あるいは、別途委託された外部機関により集計され、各データの帰属は各学会または研究会に存するが、データ管理・使用については日本移植学会登録委員会(以下、登録委員会)および各臓器移植領域の学会または研究会事務局により厳正に行われる。また、日本移植学会は会員だけでなく、移植医療の透明性を高めるために、広く患者・国民に対してこの結果を原則的に公開するものである。

第3条

全国集計は年1回、登録委員会の責任で行うものとし、各臓器移植領域の全国集計は各学会または研究会に依頼する。

第4条

全国集計結果の公表は、関係する学術集会において、登録委員長あるいは各臓器移植担当登録委員が報告する。また、当面は学会機関紙「移植」に特集として掲載する。掲載の責任は登録委員会が持つ。

第5条

全国集計の国民一般への公表に関しては、日本移植学会広報委員会、登録委員会が中心となり、パンフレット作成やホームページ上への掲載などの方法で行う。

第6条

全国集計結果の公的使用(海外移植情報管理団体、国内の学会、など)に関しては、登録委員会と各臓器移植領域の学会または研究会が協議して行う。

第7条

集計されたデータの使用については、別途定める「データ使用に関する細則」に従う。

但し、各臓器移植領域のデータの使用については、各臓器移植領域の集計を取り扱う学会または研究会、および登録委員会双方の承認を必要とする。